

区長報告第七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年七月二十九日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年九月十一日

港区長 清 家 愛

記

令和四年十二月二日議決を得た工事請負契約（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事）の契約金額「四十億六千百十万三千七百五十円」を「四十二億千三百七十万六千七百五十円」に変更する。